

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条適正処理施設部の款施設建設課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 環境学習施設の運営管理に関すること。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)